

工作物石綿事前調査者講習開催に係る情報

特定工作物告示（令和2年厚生労働省告示第278号）に掲げる工作物の事前調査者講習について、調査者講習登録規定が改正され、令和6年4月19日付けで講師要件、受講資格等登録に係る通達が発出されたところです。当センターでは令和8年1月1日からの施行に向けて、本年10月頃開講予定として現在登録準備中です。

【建築物とは構造や石綿含有材料が異なり、調査にあたり当該工作物に係る知識を必要とする工作物】

○炉設備（反応槽、加熱炉、ボイラー・圧力容器、焼却設備）

○電気設備（発電設備、配電設備、変電設備、送電設備）

○配管及び貯蔵設備（炉設備等と連結して使用される高圧配管、下水管、農業用パイプライン及び貯蔵設備）※上水道管は除く

【注】建築設備（建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等）に該当するものは工作物ではなく、建築物の一部に相当します

- 受講資格 当センター発行 NEWS の 2024.5月21 日号ご参照ください
- 講習科目 第1講座 ①石綿に関する基礎知識1（1H）
②石綿に関する基礎知識2（1H）
第2講座 石綿含有工作物の図面調査（4H）
第3講座 目視調査の実務の実際と留意点（4H）
第4講座 事前調査報告書の作成（1H）
※1日目 6時間、2日目5時間＋修了考査1.5時間
- 科目免除 ○建築物石綿含有建材調査者：第1講座-①、-②石綿に関する基礎知識（2H）、第4講座：工作物石綿事前調査報告書の作成（1H）
○石綿作業主任者技能講習終了者：第1講座-①石綿に関する基礎知識（1H）

一般建築物石綿含有建材調査者講習の今後の開催予定

- 6月11・12日に中東部地区の山口県セミナーパークで開催します。
その後は7月29・30日に下松会場、9月2・3日に岩国会場での開催となります。
- 9月の岩国会場での開催は、昨年同様岩国市役所様の会議室となります。岩国地区での数少ない開催ですので、県東部地区の方はこの機会にご受講ください。



回	日 時	会 場	募集定員	受講料・テキスト代(消費税込み)
7	6月11・12日(火・水) 1日目 8:45~16:00 2日目 8:50~16:50	山口県セミナーパーク 山口市秋穂二島 1062	残り 10 数名 申込受付中	全科目受講 35,000円 石綿作業主任者所持 32,000円 テキスト代 5,181円 ※都合により空きが出ることがありますのでキャンセル待ちも承ります。
8	7月29・30日(月・火) 1日目 9:00~16:30 2日目 9:00~16:50	下松市勤労者総合福祉センター 下松市潮音町 2-16-8	定員 40 名 申込受付中	
9	9月2・3日(月・火) 1日目 8:45~16:00 2日目 8:50~16:50	岩国市役所会議室 岩国市今津町 1-14-51	定員 30 名 申込受付中	
10	9月26・27日(木・金) 1日目 8:45~16:00 2日目 8:50~16:50	山口県セミナーパーク 山口市秋穂二島 1062	定員 60 名 申込受付中	

[山口労働局長登録第171号]石綿作業主任者技能講習]

7月8・9日、9月5・6日 石綿作業主任者技能講習（助成金対象）開催します

回	日 時	会 場	募集定員	受講料・テキスト代(消費税込み)
5	7月8・9日(月・火) 1日目 9:20~16:00 2日目 9:10~16:50	下松市勤労者総合福祉センター 下松市潮音町 2-16-8	定員40名 申込受付中	受講料 12,000円 テキスト代 2,013円
6	9月5・6日(木・金) 1日目 8:45~16:00 2日目 8:50~15:30	山口県セミナーパーク 山口市秋穂二島 1062	定員60名 申込受付中	※都合により空きが出る場合がありますのでキャンセル待ちも承ります。

- 7月、9月の開催を決定しました。調査者講習の受講を希望される方で、その受講資格を取得されたい方は計画的に受講してください。
- 石綿作業主任者技能講習を修了された方が、続けて石綿調査者講習を受講できるように、開催会場・開催時期を考慮した講習を開催しています。石綿作業主任者技能講習を合格見込みとして、二つの講習を同時に申し込むこともできます(合格が必須)。
- 当センターでは講習終了後、修了試験(考査)を実施し、合格者には即日修了証を交付します。事前に写真添付された申込書の送付をいただかないと修了証を作成できませんので、手続きは1週間前までにお願いします。予約後正式申込み及び受講料の納付手続きがなされない場合、キャンセルとみなすことになりますので、失念されませんようにお願いします。

【7月1日から1週間、「全国安全週間」が実施されます】

令和6年度週間スローガン 『危険に気付くあなたの目 そして摘み取る危険の芽 みんなで築く職場の安全』

今年で97回目となる全国安全週間は、労働災害を防止するために産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的としています。

6月1日(土)から30日(日)までを安全週間準備期間として、各職場における巡視やスローガンの掲示、労働安全に関する講習会の開催など、安全意識の啓発のための取組を行いましょう。

【フルハーネス型安全帯特別教育(FH)】/【テールゲートリフター特別教育(TGL)】の開催

○ 建設業の仕事に際しては、安全な作業床の確保が第一に求められますが、その組立等の作業に際しては安全帯の使用が何よりも必要となります。現在はより安全なフルハーネス型安全帯の使用が原則となりますが、正しく使用するための特別教育を修了し、知識を習得することが必要です。



○ テールゲートリフターの操作に際しては、テールゲートリフター操作業務特別教育を修了することが今年から必要となりました。当センターでは実技を含む特別教育を開催します。



	日 時	会 場	募集定員	受講料・テキスト代(消費税込み)
F H	9月中旬(調整中) 9:00~16:40	山口会場(会場未定)	30人程度	受講料 9,000円 テキスト代 946円
T G L	9月中旬(調整中) 9:00~16:40	山口会場(会場未定)	30人程度	受講料 13,200円 テキスト代 957円

ご存じですか? 石綿則の改正に伴い、掲示が新たに義務付けられました(その2)

これまで石綿則第34条において、「石綿の人体に及ぼす作用」、「使用すべき保護具」について掲示することが義務付けられていました。この度、同規則の改正に伴い、「②石綿により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状」、「④保護具等を使用しなければならない旨及び使用すべき保護具等」を改められ、保護具の種類について具体的に掲示することが必要となりました。

【呼吸用保護具に関する記載例】

☐ 防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具

☐ 全面形面体呼吸用保護具マスク

☐ 送気マスク

☐ 空気呼吸器

☐ 防じんマスク